

# 令和7年度 鶴岡市立鶴岡第二中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、学年・学級、部活動など一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。（いじめ防止対策推進法 第2条）

### (2) いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本となるのは、「授業が面白い」「仲間との関わりが楽しい」「早く学校に行きたい」と思える学校である。言い換えれば、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる、安定した学校である。

生徒に集団の一員としての自覚や自信を育み、いたずらにストレスにとらわれることなく互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒とともに創り上げていくために、教職員は生徒とともにいる時間をできるだけ多くし、受容・共感しながら信頼関係を構築し、関わりの中で生徒一人ひとりの心を育むように努める。

### (3) いじめの早期発見

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識の下、いじめの早期発見に全教職員が組織的に取り組んでいく。いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめはある」という目で観察し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。

### (4) いじめに対する措置

いじめの構造は、1) 被害者 2) 加害者 3) いじめ認知集団 4) いじめ非認知集団の4重構造になっている。3) や4) の集団がいじめに同調したり黙認したりするのか、止める勇氣・知らせる勇氣をもつのかで、集団のパワーバランスは大きく変わってくる。

小さないじめでも大きく扱い、生徒集団の意識を高め、全ての生徒に、いじめはしない、いじめを見たら止める勇氣・知らせる勇氣を持つという気概を培っていかなければならない。

いじめを発見した時は、教職員が積極的に情報交換を行い、情報を共有し、早期に対応する。相談や訴えを受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。チェックリスト等を元にして、対応の徹底を図る。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、保護者の理解を得て、関係機関・専門機関とも連携して再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための取り組み

### (1) 教職員の指導

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修会や事例研究会、職員会議等で周知を図り、全教職員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動、生徒会活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気や学校全体に浸透させていく。

### (2) 生徒に培う力とその取り組み

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高めるため、人の役に立てたという自信や人から必要とされているという喜びを共感し合える学級・教科経営を行っていく。また、困難な状況を乗り越える体験を学校行事の取組の中でできるようにする。

さらに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動を推進することで生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養っていく。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を各教科や特別活動などで培っていく。

### **(3) 生徒の主体的取り組み**

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを生徒会が中心になって展開する。

### **(4) 家庭・地域との連携**

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促し、必要に応じて具体的な対策を講じることができる青少年健全育成体制を、学校・家庭・地域の三者が連携して構築する。

## **3 いじめの早期発見**

### **(1) 早期発見の具体的な対応**

- ① 定期的なアンケート調査やQ Uテストの実施、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ② チャンス相談や呼び出し相談等も随時実施していく。
- ③ 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ④ 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ⑤ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口、スクールカウンセラーの活用について広く周知する。
- ⑥ 生徒とともにいる時間を多くし、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配る。
- ⑦ 生活記録等、教職員と生徒の間で日常行われているものを活用して、交友関係や悩みを把握する。

### **(2) 早期発見のための相談窓口**

生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、以下の校外の相談窓口について生徒及び保護者に周知し、相談しやすい体制を構築する。

#### **① 校内相談窓口**

- ・学級担任・学年主任（学級）
- ・養護教諭（保健室）
- ・スクールカウンセラー（教育相談室）
- ・別室指導担当（教育相談室）

#### **② 市内電話相談窓口**

- ・鶴岡警察署ヤングテレホンコーナー（23-4970 24時間、毎日）
- ・鶴岡市教育委員会学校教育課（57-4864 8:30～17:15 月～金）
- ・鶴岡市教育相談センター（23-9351 9:00～16:00 月～金）
- ・鶴岡市青少年育成センター（0120-783-748 9:00～17:00 月～金）
- ・庄内児童相談所（22-0790 8:30～17:15 月～金）

#### **③ 県内電話相談窓口**

- ・24時間子供 SOS ダイアル（県教育センター直通）（023-654-8383 24時間、毎日）
- ・山形県警本部ヤングテレホンコーナー（023-642-1777 24時間、毎日）
- ・山形いのちの電話（023-645-4343 13:00～22:00 毎日）

#### **④ 県外電話相談窓口**

- ・24時間子供 SOS ダイアル（0120-0-78310 24時間、毎日）
- ・法務局子どもの人権110番（0120-007-110 8:30～17:15 月～金）
- ・いのちの電話（0120-783-556 16:00～21:00、毎月10日は8:00～翌11日8:00まで）
- ・チャイルドライン（0120-99-7777 16:00～21:00 月～土）

## ⑤ 電話以外の窓口

- ・鶴岡市教育相談センターメール相談 (soudan@school.city.tsuruoka.yamagata.jp)
- ・山形県教育センター相談メール (non-ijime@pref.yamagata.jp)
- ・子どもの人権SOS-eメール (法務省HPバナーから)
- ・子どもの人権SOSミニレター (年1回全員に配布)

## (3) 家庭・地域との連携

生徒がいじめられているような兆候があった場合には、当該生徒から速やかにその状況を聞き取り、その結果を学級担任や部活動顧問等から保護者に伝え、家庭での様子もあわせて聞き取るようにする。解決するまで継続的に家庭と連携し、場合によっては、問題が解決してもフォロー期間を設ける。

また、保護者から心配事などを気軽に相談してもらえるように、面談や学級PTA懇談会等で信頼関係を築いていく。

さらに、民生児童委員や出身小学校の教職員、学区コミセン・自治振興会の方からも、生徒の頑張りや気になる出来事などの地域情報を寄せてもらい、課題に対しては迅速に対応していく。

鶴岡警察署や庄内児童相談所、人権擁護委員や山形地方検察庁鶴岡支局等の外部機関からいじめの通報があった場合も、いじめられた生徒へ配慮しながら速やかに事実確認を行い、問題の解決にあたる。

## 4 いじめ事案への対処

### (1) いじめ発見時の報告経路図

発見者→→担任・学年主任→→生徒指導主事→→教頭→→校長  
生徒指導主事→→全学年

※状況に応じて、できるだけ早く情報をつなげる。

### (2) 事実確認と組織的対応

- ① 以下のようないじめ、またはいじめと疑われる行為を発見した場合、その場で速やかにその行為を止める。 ※【 】は、刑法に触れる可能性のある行為

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる・蹴られる、プロレス技をかけられる
- ・ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる【暴行、傷害】
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする【侮辱、強要、脅迫】
- ・金品をたかられる【強要、恐喝】
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする【窃盗、横領、器物破損】
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる【名誉毀損】

- ② 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒・保護者の安全を確保する。
- ④ 相談や訴えを受けた教職員は、いじめ対策委員会に直ちに報告し、全校職員で情報を共有する。
- ⑤ いじめ対策委員会及び生徒指導部会や当該学年担任団が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ⑥ 事実確認の結果、いじめがあった場合には鶴岡市教育委員会に報告するとともに、学年担任団から被害・加害生徒の保護者に連絡するとともに、保護者へ支援・助言等を行う。
- ⑦ いじめる生徒に対して指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合には、いじめられている生徒を徹底して守る観点から、鶴岡市教育委員会の指導助言の下、鶴岡警察署に速やかに相談・通報する。

### **(3) いじめられた生徒またはその保護者への支援**

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ④ 事態の状況に応じて、複数の教職員で当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ⑤ いじめられた生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ⑥ いじめられた生徒にとって信頼できる人（家族、親しい友人や教職員、スクールカウンセラー等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑦ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する。また、状況に応じて鶴岡市教育委員会と連携しながら出席停止制度を活用したり、いじめられた生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応も検討したりし、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑧ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

### **(4) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言**

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、いじめ対策委員会を開催し、その後の解決方策の方向性を定める。  
また、生徒指導部会と当該学年担任団が連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、必要に応じてスクールカウンセラーを積極的に活用する。
- ② 事実確認後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめとなる言動と、そうならない適切な言動のあり方について、考えさせる。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑤ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける等の生徒理解に努め、いじめの行為は絶対やってはならないこととして否定するが、その生徒の人格や存在そのものは否定しない。
- ⑥ いじめた生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

### **(5) いじめが起きた集団への指導**

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- ② たとえ、いじめを止める勇気はなくても、知らせる勇気を持つよう指導する。
- ③ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。
- ④ いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を機会を捉え重ねて指導する。

### **(6) ネット上のいじめへの対応**

- ① インターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の危険性を生徒及び保護者に積極的に知らせ、各家庭での約束事などを話し合うようにしていく。
- ② ネット上のトラブルの早期発見に努めるため、ネットパトロールを実施することができるように鶴岡市教育委員会に働きかけるとともに、PTAのネットパトロールを検討する。
- ③ インターネット上の不適切な書き込みで名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。  
必要に応じて山形地方法務局鶴岡支局の協力を得る。
- ④ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、援助を求める。

## (7) 関係機関との連携

日頃から田川地区中学校生徒指導主事会等を通して、鶴岡警察署生活安全課や庄内児童相談所の担当者と顔合わせをし窓口を相互に確認しておくとともに、生徒指導情報を共有し問題が発生した場合すぐに相談できる体制を構築しておく。

生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に鶴岡警察署に相談・通報する。

指導が困難な場合などには、鶴岡市教育委員会（スクールロイヤーを含む）の指導助言を仰ぎ、鶴岡警察署のほか、庄内児童相談所、医療機関、山形地方法務局鶴岡支局等と適切に連携する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる以下の場合。1) 生徒が自殺を図った場合 2) 生徒が身体に重大な傷害を負った場合 3) 生徒が金品等に重大な被害を被った場合 4) 生徒が精神性の疾患を発症した場合
  - ② いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる以下の場合 5) 生徒の欠席が年間30日を超えた場合 6) 生徒が一定期間、連続で欠席した場合。
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、十分な調査等を実施し、いじめを起因とする重大事態か否かを判断する。但し、申立てのあった時点で重大事態が発生したものと考え、報告調査等に当たる。重大事態かどうか判断に迷う場合については、鶴岡市教育委員会に相談する。

### (2) 重大事態発生時の基本的な考え方

- ① 全職員にその旨を知らせるとともに、鶴岡市教育委員会を通じて鶴岡市長に事態発生を速やかに報告する。PTA三役にもプライバシーを保護しつつも、重大な事態が発生した旨を伝え、協力を仰ぐ。
- ② 調査組織を校内に設置する場合は、「鶴岡二中いじめ対策委員会」を母体に事実関係を調査する。その際、必要に応じて鶴岡市教育委員会の指導助言を仰ぐ。調査結果は、鶴岡市教育委員会に報告する。
- ③ 鶴岡市が調査機関を設けた場合には、積極的に調査に協力する。
- ④ 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷ついたり、周囲の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ⑤ 学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ⑥ 学校は調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### (3) 調査の実施

- ① いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど可能な限り網羅的、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。質問紙調査内容は、事前に鶴岡市教育委員会の指導を仰ぐ。
- ④ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、その生徒から事情や心情を十分に聴き取る。また、在校生や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ⑤ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に調査する。
- ⑥ いじめられた生徒に対しては、その置かれた状況にあわせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ⑦ 被害生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に汲み取り、迅速に調査に着手する。

#### (4) 調査結果の報告

- ① 調査内容は逐次、鶴岡市教育委員会へ報告し、指導助言を得る。調査結果の最終報告は、文書をもって鶴岡市教育委員会へ報告する。
- ② 調査により明らかになった事実関係と学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた生徒やその保護者に対して丁寧に説明する。学校として管理上の責任等の落ち度があった場合は、誠意を持って謝罪する。
- ③ 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ④ 報道機関への情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、校長または教頭が適切に提供する。

## 6 いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

### (1) 組織・構成

- ① 校内のいじめの防止等の中核となる組織として「鶴岡二中いじめ対策委員会」を設置する。  
(以下、いじめ対策委員会)
- ② 「いじめ対策委員会」は、校長が主宰する。
- ③ 「いじめ対策委員会」の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラーとし、必要に応じ当該学級担任等の関係者を加えることができる。
- ④ いじめの早期発見、調査・指導の主体としては、運営委員会、生徒指導部会・学年会を活用する。

### (2) 具体的な取り組み

- ① 学校基本方針に基づく年間計画の作成と、いじめ防止のための取り組みの実行
- ② いじめの防止等のための取り組みに係る達成目標の設定
- ③ 目標の達成状況を踏まえた、いじめ防止のための取り組みの検証と改善
- ④ いじめの相談・通報の窓口の周知
- ⑤ 情報収集・記録・共有
- ⑥ 共有情報を基にした組織的対応
  - ・方針の決定
  - ・事実関係の聴取
  - ・指導・支援体制の確立
  - ・保護者・外部機関との連携
- ⑦ 校内研修や事例研究の企画・運営

## 7 いじめ防止にかかる年間計画

### (1) 基本的な考え方

未然防止・再発防止の取り組みは、組織的・計画的に実施し、PDCAサイクルを機能させ、システム更新していくことが重要である。

具体的には、年度始に「いじめ対策委員会」が取り組み等の方向を定め、生徒指導部会が具体的計画を立案し、実施する。7月下旬に中間評価、1月中旬に最終評価を行う。課題についてはその都度、いじめ対策委員会が改善方向を定め、生徒指導部会が具体的対応策を立て課題解決に向かう。

### (2) 年間計画

#### ①情報集約・共通理解

- ・いじめ防止基本方針について、生徒に説明（年度当初）
- ・いじめ防止基本方針について、PTA総会で説明（4月～5月）
- ・学年会【生徒指導主事参加】及び生徒指導部会（毎週）
- ・運営委員会（毎週）
- ・職員会議（定例開催）
- ・生徒理解研修会（4月、8月）
- ・いじめに関する事例研修会（8月、随時）

## ②早期発見のための措置

- ・学級担任による生活記録等の点検（毎日）
- ・各階フロア及び体育館、校舎周辺の巡視（毎日）
- ・「心の相談」等定期的なアンケート（年5回）
- ・Q Uテストの被侵害質問項目11～20で5をつけた生徒との即時面談（6月、11月）
- ・定期的な教育相談（5月、11月）
- ・チャンス相談や呼び出し相談（随時）
- ・いじめ発見チェックリスト（6月、12月）
- ・スクールカウンセラーのカウンセリング（6時間×35日）
- ・管理職による授業時間の巡視（毎日）

## ③いじめをしない心や態度の育成

- ・道徳（温かい人間愛、思いやりの心、友情の尊さ、寛容の心、自他の生命の尊重、公正公平）
- ・学級活動（生活上の諸問題解決、他者理解と尊重、望ましい人間関係確立：SGE・SST等）
- ・警察生活安全課による防犯講話（7月）
- ・SNSに関する指導（4月、2月、随時）
- ・全校集会での指導・講話（随時）
- ・新入生説明会での啓蒙・意識づくり（12月、1月、4月）
- ・人権標語作成・応募：2学年、夏休みのいじめ防止標語募集：全校

## ④自己有用感・自己肯定感の育成

- ・教科（わかった、できた、伸びた、仲間と共に成長した等の体験）
- ・総合学習 地域学習・自己理解・平和学習（1学年）  
地域学習・平和学習（2学年）  
平和学習・進路学習・福祉学習（3学年）
- ・学校行事 運動会（9月）  
合唱祭（10月）
- ・部活動（向上・上達、切磋琢磨、団結・支え合い等の体験）
- ・特別支援学級生徒による給食タオルの交換・洗濯（毎週金曜日）
- ・生徒の言動のよさを取り上げ、その価値を確認する内容を載せた学校だよりの発行

## ⑤生徒会の主体的取り組み

- ・生徒会目標 **学習面**「みんなで Update～学習のさしすせそ～（さ：三分前 し：私語をしない す：進んで家庭学習 せ：積極的な挙手発言 そ：即復習）」**生活面**「行動を Update～過ごしやすい学校へ～」**行事面**「Respect～つなげよう！愛のピース～」**心面**「ホットでグッドな雰囲気を」
- ・生徒会永久スローガン 「外も中も生徒の心もきれいな二中」  
→ 真心しぐさ、ネット利用の Sincerity  
→ アルミ缶回収により車椅子等を寄贈するボランティア活動 社会貢献

## 8 その他

### (1) 学校評価との関連

鶴岡第二中学校いじめ防止基本方針に基づいた取組の実施状況は、年間目標等も含め、学校評価において評価されるものとする。

### (2) 本方針の位置づけ

鶴岡市立鶴岡第二中学校いじめ防止基本方針は、文部科学省の定めるいじめ防止等のための基本方針、山形県いじめ防止基本方針、鶴岡市いじめ防止基本方針を参考に策定されたものである。

### (3) 周知等について

鶴岡第二中学校いじめ防止基本方針について、保護者や地域への周知を図るため、学校ホームページに掲載する。また、PTA総会で保護者に向けての説明を行う。